

リ ー ダ ー		設 計		改 算	
------------------	--	--------	--	--------	--

令和 7 年度 委託 設計書
仕様書

- 1 委託名 庁舎給排水設備管理..... 業務委託
- 2 施行場所 川越市元町1丁目3番地1.....
- 3 積算原価 円
- 4 設計金額 円
- 5 委託内容

1 本庁舎受水槽、高置水槽、中水槽及び分室受水槽の点検清掃	1回実施
2 揚水ポンプ、加圧給水装置及び排水ポンプの点検	1回実施
3 汚水ポンプの点検	2回実施
4 汚水槽の点検清掃と汚泥処理	2回実施
5 排水管高圧洗浄	1回実施

6 施行理由

建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び水道法に係る点検業務

[illegible]

A - 1 - 1 号 内 訳 書

名 称	数 量	単 位	人 工	単 価	金 額	摘 要
①受水槽等点検清掃費						
本庁舎受水槽(20t)	1	基				
本庁舎高置水槽(6t)	1	基				
本庁舎中水槽(110t)	1	基				
分室受水槽清掃(9t)	1	基				
①の計						
②給排水ポンプ等点検費						
揚水ポンプ点検 5.5kw	2	台				
中水ポンプ点検 7.5kw	3	台				
雨水、湧水ポンプ点検	6	台				
揚水ポンプ(分室)点検 2.2kw	2	台				
②の計						
③汚水槽ポンプ点検費						
汚水ポンプ点検 3.7kw	2	台				
③の計						
④汚水槽点検清掃費						
汚水槽清掃(63m3)	1	基				
④の計						

[illegible][illegible]

庁舎給排水設備管理業務委託
標準仕様書

川 越 市

1 目 的

本業務委託は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び水道諸法令、その他関係法令に基づきポンプ、制御盤、モーター、受水槽、高置水槽及び排水槽等給排水設備の管理を行うことを目的とする。

2 委託件名 庁舎給排水設備管理業務委託

3 委託対象施設

- (1) 名 称 川越市本庁舎、庁舎分室
- (2) 場 所 川越市元町1丁目3番地1

4 委託期間 契約締結日から令和8年3月16日まで

5 支払方法 完了払い

6 入札記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額を記載して下さい。

7 着手前提出書類

受注者は、業務着手前に以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 管理技術者等通知書
- (3) その他市指定のもの

8 法律・規則等の遵守

受注者は、本市の契約諸規定に従うとともに、次の諸法令を遵守しなければならない。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (2) 水道法
- (3) 水道法施行令

- (4) 水道法施行規則
- (5) その他関係諸法令（下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等）

9 管理技術者の指定

受注者は、業務着手前に作業及び本市職員との業務連絡の中心となる管理技術者（有資格者）を指定し、市に報告しなければならない。

（参考） 1、2級管工事施工管理技士
建築物環境衛生管理技術者
貯水槽衛生管理士
貯水槽清掃作業監督者講習修了者

10 作業内容 特記仕様書参照

11 報告書の提出

受注者は、各作業結果について次の書類を提出すること。

- (1) 給水施設清掃業務報告書
- (2) 委託業務実施報告書
- (3) 工程ごとの作業写真
- (4) 廃棄物処理法に基づく関係書類

12 諸官庁への届出

受注者は、委託期間中に生じた関係官庁に対する必要な一切の諸手続きを、本市の承認を得て代行すること。

13 その他の事項

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二に規定する建築物飲料水貯水槽清掃業（5号）又は建築物環境衛生総合管理業（8号）について登録をし、証明書の交付を受けた事業者であること。
- (2) 受注者は、業務を遂行するに当たり建物・設備・機器等に損傷を与えないよう十分に注意し、万一損傷の場合は委託側の責に帰する場合を除き、その賠償の責を負うものとする。

- (3) 受注者は、業務の実施に当たり、本市職員と十分な打ち合わせのうえ、その指示に従うこと。
- (4) この仕様書は、委託業務の概要を示すものであるから、受注者は現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うこと。
- (5) その他詳細な点検は、建築保全業務共通仕様書を参考にして、十分に監督員と協議し行うものとする。
- (6) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (7) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、本市の承諾を得る必要がある。

庁舎給排水設備管理業務委託
特記仕様書

川 越 市

目 的

本仕様書は、庁舎給排水設備の作業内容の詳細を定めるものとする。

1 作業日時 土、日曜日・祝日（原則 8：30～17：00）

※市担当者と協議のうえ作業日時を決定すること

2 作業内容

- | | |
|--|-------|
| (1) 本庁舎受水槽、高置水槽、中水槽及び分室受水槽の点検清掃 | 1 回実施 |
| (2) 揚水ポンプ、加圧給水装置及び排水ポンプの点検 | 1 回実施 |
| (3) 汚水・雑排水ポンプの点検 | 2 回実施 |
| (4) 汚水槽・雑排水槽の点検清掃と汚泥処理 | 2 回実施 |
| (5) 排水管高圧洗浄 | 1 回実施 |
| (6) その他設備機器に係る消耗品等の交換に係る軽微な修繕 | |
| (7) 委託期間中の給排水設備機器に係る漏水、破損、故障等の緊急対応を行うこと。 | |

※ 緊急対応：市の連絡により来庁し仮復旧を行う。本復旧等修繕経費は別途とする。

3 点検清掃詳細内容

①受水槽・高置水槽・中水槽の点検内容

点検項目	点検内容
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 ③ 架台のさび、腐食等の有無を点検する。 ④ 架台のたわみ及び基礎部隙間の有無を点検する。 ⑤ 基礎部の水平度、不等沈下等を確認する。
2. 外観の状況 【外部ケーシング】	① 水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等の有無を点検する。 ② 接合金具及び接合ボルトの緩み、腐食等の有無を点検する。 ③ 内・外部補強材の緩み、変形及び内面の腐食、損傷等の有無を点検する。 ④ マンホールの密閉状態及び施錠の良否を点検する。
3. 付属装置 a. ボールタップ	① 浸水、変形、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。 ② 水の供給を停止したとき、水漏れ及び衝撃のないことを確認する。
b. 水面制御及び警報装置 【レベルスイッチ】 【電極棒】	① 汚れ、腐食、損傷等の有無を点検清掃する。 ② 水位センサー等の接続部の緩み及び腐食の有無を点検する。 ③ 作動の良否を点検する。
4. 配管	① 変形、腐食、損傷等の有無を点検する。 ② 防虫網の詰まり、腐食、損傷等の有無を点検する。 ③ 配管支持の固定点の位置が適切か確認する。 ④ フレキシブルジョイントにより、配管の振動又は揺れがタンク本体に伝播していないことを確認する。

②受水槽・高置水槽・中水槽の清掃内容

- (a) 清掃の一般事項は、次による。
- (1) 作業は、健康状態の良好な者が行う。
 - (2) 作業衣及び使用器具は、水槽の掃除専用のものであるとする。また、作業は衛生的に行われるようにする。
 - (3) 水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
 - (4) 高置水槽がある場合は、当該清掃は受水槽の清掃と同一の日に行う。
 - (5) 清掃の周期は、特記がなければ年1回とする。
- (b) 清掃作業は、次による。
- (1) 高置水槽がある場合には、当該清掃は受水槽の清掃を行った後に行う。
 - (2) 水槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。
なお、壁面等に付着した物質の除去は、水槽の材質に応じ、適切な方法で行う。
 - (3) 洗浄に用いた水は、完全に水槽外に排除するとともに、水槽周辺の清掃を行う。
 - (4) 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が水槽内に流入しないようにする。
- (c) 消毒作業は、次による。
- (1) 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上タンク内の消毒を行う。
 - (2) 消毒薬は、有効塩素50～100mg/l濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
 - (3) 消毒は、水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行う。
 - (4) 消毒に用いた排水は、完全に水槽外に排除する。
 - (5) 消毒終了後は、水槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。
- (d) 消毒後の水洗い及び水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。
- (e) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等を遵守し適切に処理する。
- (f) 水槽の水張り終了後、給水栓及び水槽内における水について、水質検査（臭気・味・色度・濁度及び残留塩素）を行う。

③汚水槽・雑排水槽・グリストラップの点検内容

点検項目	点検内容
1. 本体	① 排水漏れの有無を点検する。 ② 内部の浮遊物及び沈殿物の状況を点検する。 ③ 漏水及び壁面等の損傷、亀裂、さび等の有無を点検する。 ④ マンホールの密閉状態の良否を点検する。
2. 水面制御及び警報装置【フリクトスイッチ】 【電極棒】	① 損傷及び腐食の有無を点検及び清掃する。 ② 作動の良否を点検する。
3. 配管	① 水漏れ及び詰まりの有無を点検する。 ② さび、腐食、損傷等の有無を点検する。 ③ 配管接続部の変形、腐食、損傷等の有無を点検する。 ④ 配管固定部の変形、腐食、損傷等の有無を点検する。

④汚水槽・雑排水槽・グリストラップの清掃内容

- (a) 一般事項は、次による。
- (1) 清掃は、排水の質、量及び水槽の容量等に応じ、6か月以内ごとに1回行う。
 - (2) 蚊、ハエ等の発生の防止に努め、清潔を保持する。
 - (3) 除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の

事故防止に留意する。

(4) 清掃に用いる照明器具は防爆形で、作業に十分な照度が確保できるものとする。

(5) 水槽内に立ち入るときは、火気に注意するとともに、換気を十分に行い、安全を確保する。また、換気は作業が完全に終了するまで継続して行う。

(6) 清掃に薬品を用いる場合には、終末処理場又は尿浄化槽の機能を阻害することのないよう留意する。

(b) 清掃作業は、次による。

(1) 水槽内の汚水及び残留物質を高圧洗浄機等を使用し確実に槽外に排除する。

(2) 流入管に付着した物質並びに排水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行う。

(c) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の関係法令を遵守し適切に処理し、マニフェストの写しを提出する。

(d) 清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認する。

⑤揚水ポンプ及び加圧給水装置点検内容

点検項目	点検内容
1. 基礎・固定部	① 固定金具及び固定ボルトの緩み、変形、腐食等を点検する。 ② 防振装置の変形、劣化等の有無を点検する。
2. 外観の状況	① グランド漏れが正常であることを確認する。 ② 腐食、損傷及び水漏れの有無を点検する。
3. 電動機	① 腐食、損傷及び水漏れの有無を点検する。 ② ポンプの吸込圧力及び吐出圧力が許容範囲内にあることを確認する。
4. 制御機器 【加圧給水装置】	① 電磁開閉器の接点の劣化の有無を点検する。 ② 表示ランプの点灯の良否を点検する。
5. 圧力タンク 【加圧給水装置】	① 腐食、損傷、水漏れ等の有無を点検する。
6. フート弁・逆止弁 ・FMバルブ・ボールタップ	① 開閉状態の良否を点検する。
7. 圧力計	① 腐食及び損傷の有無を点検する ② 正常値を示していることを確認する。
8. 運転調整	① 運転の状況を確認する。 ② 運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 ③ 運転電流が定格以下であることを確認する。 ④ エアー抜き確認 ⑤ 感震装置の動作確認

⑥排水ポンプ（雨水ポンプ、湧水ポンプ、雑排水ポンプ、汚水ポンプ）点検内容

点検項目	点検内容
1. 本体	① 腐食、損傷等の有無を点検する。
2. 電動機	① 腐食、損傷及び水漏れの有無を点検する。 ② 運転電流が、定格値以下であることを確認する。
3. ケーブル	① 損傷等の有無を点検する。
4. 運転調整	① 運転電流が定格以下であることを確認する。 ② 排水ポンプのエアー抜き確認 ③ 排水ポンプの動作確認 ④ 排水ポンプの動作確認

4 排水管高压洗浄

各階あたり雑排水管用洗浄剤（1 k / 本）と汚水管用スケール溶解剤（1 k / 本）を用いて洗浄作業を行うこと。配管が老朽化していることから高压洗浄時、圧力調整に充分注意するとともに既設配管を損傷することの無いよう作業すること。

高压洗浄実施箇所：本庁舎各階（B 1 ～ 7 F）男女トイレ系統汚水・雑排水管

5 委託対象機器

①給水設備（本庁舎受水槽）

用 途	飲料水用20トン
容 量	$2.0 \times (3.5 + 3.5) \times 1.87 = 26.1 \text{ m}^3$
有 効 容 量	$2.0 \times (3.5 + 3.5) \times 1.45 = 20.3 \text{ m}^3$
設 置 方 式	地上・鋼板一体型 2 槽式 NYK 製
設 置 場 所	本庁舎地下1階 ドライエリア地上式
水 位 制 御	FMバルブ FMレベルキャッチャー FM-C T S - 6 R S 水位センサー FM-P L S - 1
給 水 ポ ン プ	荏原製作所 片吸込渦巻ポンプ 50×40 F S H D N 55.5 A 容量 300ℓ/min/40m 200V×5.5 k W × 2 台
点 検 回 数	年 1 回

②給水設備（本庁舎高置水槽）

用 途	飲料水用6トン
容 量	$1.5 \times (2.0 + 2.0) \times 1.55 = 9.3 \text{ m}^3$
有 効 容 量	$1.5 \times (2.0 + 2.0) \times 1.00 = 6.0 \text{ m}^3$
設 置 方 式	地上・鋼板一体型 2 槽式 NYK 製
設 置 場 所	本庁舎屋上塔屋上部
水 位 制 御	FMバルブ FMレベルキャッチャー FM-C T S - 4 R S P 水位センサー FM-P L S - 1
点 検 回 数	年 1 回

③給水設備（本庁舎中水槽）

用 途	トイレ用110トン
容 量	$11.3 \times 7.04 \times 2.44 = 194.1 \text{ m}^3$
有 効 容 量	$11.3 \times 7.04 \times 1.44 = 114.5 \text{ m}^3$
設 置 場 所	本庁舎地下1階機械室内下 地下コンクリート式
給 水 ポ ン プ	荏原製作所 加圧給水装置 50 B N E M D 7.5 容量 750ℓ/min/60m 200V×7.5kW×3台
点 検 回 数	年1回

④排水設備（雨水槽）

用 途	雨水排水
設 置 場 所	本庁舎1階ドライエリア
排 水 ポ ン プ	口径 200A 容量 4000ℓ/min/8m 200V×11kW×2台
点 検 回 数	年1回

⑤排水設備（湧水槽）

用 途	湧水排水
設 置 場 所	本庁舎地下1階機械室内下室
排 水 ポ ン プ	口径 50A 容量 250ℓ/min/10m 200V×1.5kW×2台
点 検 回 数	年1回

⑥排水設備（雑排水槽）

用 途	厨房用
寸 法	約8.0×3.0×3.0
設 置 場 所	本庁舎地下1階厨房内下 地下コンクリート式
制 御 盤	オムロン 61F-G2N 地下機械室動力盤内（NB1AP-2）

排 水 ポ ン プ	荏原製作所 80D V 53.7 A
	容量 1000ℓ/min/9m 200V×3.7 k W× 2 台 グリストラップも含む
点 検 回 数	年 2 回

⑦排水設備（汚水槽）

用 途	地下便所用汚水槽
寸 法	約7.0×3.0×3.0
設 置 場 所	本庁舎地下1階便所内下 地下コンクリート式
制 御 盤	荏原製作所 E P J 2－3.7W L 汚水槽上部設置
排 水 ポ ン プ	荏原製作所 80D V 53.7 A 容量 1000ℓ/min/9m 200V×3.7 k W× 2 台
点 検 回 数	年 2 回

⑧給水設備（分室受水槽）

用 途	飲料水用9トン
設 置 場 所	庁舎分室地下1階
排 水 ポ ン プ	荏原製作所 40MD P A 362. 2 容量 290ℓ/min/23m 200V×2.2 k W× 2 台
点 検 回 数	年 1 回

⑨排水設備（分室湧水槽）

用 途	湧水排水
設 置 場 所	庁舎分室地下1階
排 水 ポ ン プ	口径 50 A 容量 250ℓ/min/10m 200V×1.5 k W× 2 台
点 検 回 数	年 1 回